

令和6年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格審査申請要領

大和高田市 総務部契約監理課

令和6年度に大和高田市が発注する建設工事、測量・コンサルタント業務等の入札又は随意契約における見積徴取等に参加するための資格審査申請書は、次の要領で書類を提出してください。

※大和高田市様式により申請願います。【本市様式は本市ホームページに掲載】

今回は、市内業者の更新（令和6・7年度の2年間有効の定期受付）の年です。市外業者は、1年間（令和6年度）有効の追加受付となります。（令和5年1月～2月に受付された市外業者は、今回提出不要です。）

なお、申請業種は、建設工事については市内・市外業者とも1業種とし、測量・コンサルタント業務等については市内業者に限り1業種とします。

注意事項等

※大和高田市では建設工事、測量・コンサルタント等の登録につきましては、[市外]測量・コンサルタント等を除き1業種登録制としておりますが、本市ホームページ（「事業者の方へ」⇒「入札・契約・プロポーザル情報」⇒「入札・契約情報」⇒「お知らせ」）に掲載しております令和5年12月28日付「2業種登録制の導入について」のとおり、[市内]建設工事及び測量・コンサルタント等は令和8・9年度の定期受付から、[市外]建設工事は令和7・8年度の定期受付から2業種まで選択できるように変更いたします。今回の申請につきましては、従来通り1業種登録となりますので、お間違えのないようご注意ください。

※大和高田市水道事業は、将来にわたって安全・安心な水道水を持続的に供給することを目的に令和7年度より奈良県広域水道企業団への事業統合を予定しております。競争入札参加資格者登録名簿につきましては、統合後も登録有効年度の範囲において継続使用することを予定しており、市内業者の令和7年度分の登録は、奈良県広域水道企業団の発注（大和高田事務所のものに限る。）においても使用されることとなりますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

※配水管工事及び消火栓工事については、市内「管工事(水道)」又は市外「管工事」登録業者を対象に発注してまいりましたが、本市ホームページ（「事業者の方へ」⇒「入札・契約・プロポーザル情報」⇒「入札・契約情報」⇒「お知らせ」）に掲載しております令和5年12月28日付「配水管工事及び消火栓工事の発注について」のとおり、令和8年度以降は「水道施設工事」登録業者を対象として発注いたします。今回の申請の有効年度中につきましては、市内「管工事(水道)」又は市外「管工事」を対象とした発注を継続いたしますのでご注意ください。

1. 受付対象者

建設工事

建設業法第3条第1項に規定する建設業者（申請工事種別に対応した建設業許可所持）で、かつ、建設業法第27条の2第3第1項に定める経営事項審査（有効期間内のもの）を受けているもの

測量・コンサルタント等

- (1) 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
- (2) 測量業者（測量法による登録業者）
- (3) 建築設計業者（建築士法による登録業者）
- (4) 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）

- (5) 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
- (6) その他 {(1)～(5)以外で調査業務等について営業する者}

<欠格要件>（次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができません。）

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ないもの。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。
- (2) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合においてこれを得ていない者
- (3) 国税及び地方税を滞納している等の経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (4) 次のいずれかに該当する事由があると認められる者
 - ア 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ウ 役員等がその属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。
 - カ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するとき。

2. 受付業種

建設工事と測量・コンサルタント業務の重複登録及び有効年度内での業種変更・追加は不可とします。

※[市外]測量・コンサルタント業務等の業務内部部門の追加を除く。（翌年度より有効）

建設工事

工事種別の中から1業種

※市内業者で管工事（水道）を希望される場合は、下記事項等を入札参加資格要件又は指名基準とする場合がございますので、予めご了承ください。

- 1. 「大和高田市水道事業指定給水装置工事業者」として指定後1年以上経過していること。
- 2. 事業主又は従業員が、公益社団法人 日本水道協会の配水管技能登録者（耐震継手・大口径）であること。
- 3. 事業主又は従業員が「石綿作業主任者」であること。
- 4. 事業主又は従業員が「給水装置工事配管技能者」であること。

測量・コンサルタント等

市内業者 業務種別の中から1業種

市外業者 希望される業務を選択して下さい。

※「登録部門」欄は、登録規程に基づく登録を受けているものについて、○をつけて下さい。

3. 申請方法 持参又は郵送

※持参する際は記載の内容について、説明のできる方が持参してください。

※郵送する際は封筒の表面に「入札参加資格申請書在中」と朱書きで記入して下さい。また、提出書類確認後に受領書を送付しますので、84円以上の切手の貼った返信用封筒を同封して下さい。郵送方法については普通郵便による郵送も可能ですが、郵便物の不着があった際に確認する術がなく責任を負いかねますので、一般書留、簡易書留、特定記録、レターパック等の郵送記録の残る方法での郵送を推奨しております。

4. 受付期間 令和6年2月1日（木）から令和6年2月29日（木）まで

（ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※持参の場合の受付時間は午前9時～正午、午後1時～4時とし、郵送の場合は令和6年2月29日（木）までの消印有効とします。

※持参・郵送ともに上記期間のみの受付となり、期間外の申請は受付しません。

5. 受付場所 奈良県大和高田市大字大中98番地4

（送付先） 大和高田市役所 総務部 契約監理課（市役所3階）

TEL0745-22-1101 内線 3281・3274

6. 有効期間 市内業者（定期受付） 令和6・7年度の2年間

市外業者（追加受付） 令和6年度の1年間

※下記に該当するものは市外業者と同じ有効期間となり、「7. 提出書類」についても市外業者を参照して下さい。

法人の場合…本市の区域外に本店を有し、本市の区域内に本店以外の事務所を有する者

個人の場合…代表者の住民票は市外にあるが、本市の区域内に事務所を有する者

7. 提出書類

各証明書及び謄本（写しの場合はその原本の発行日）は、発行日3ヶ月以内のものを提出して下さい。

市内業者

建設工事

提出書類は様式【市内】(建)①から順番に重ね、クリアファイル（A4判透明）に入れて提出して下さい。

- クリアファイル（A4判透明）
- 申請書（大和高田市様式【市内】(建)①）
- 暴力団排除に関する誓約書（大和高田市指定様式）
- 印鑑証明書（写し可）
- 使用印鑑届（市様式⑥）
- 法人の場合－履歴事項全部証明書（写し可）
- 個人の場合－身元(身分)証明書（写し可）
- 経営規模等評価結果通知書（写し）

※有効期間内の直近のもの。更新中の場合は更新手続き中であることが分かる書類等の写しを添付すること。また、「その他の審査項目（社会性等）」欄において「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」加入の有無が『無』の場合で通知書発行後に保険料を納めている場合は、直近の標準報酬決定通知書、領収証書又は納入証明書等の写しも添付すること。

- 建設業許可通知書（建設業許可証明書）（写し）
 - ※更新中の場合は受付印を押した申請書の表紙の写しも添付すること。また、記載事項に変更がある場合は許可の変更届の写しも添付すること。
- 技術職員名簿（経営規模等評価申請書類の写し）
- 技術検定合格証明書、監理技術者資格証等（写し）
 - ※資格が無い職員については実務経験証明書（任意様式）を作成し、提出すること。
- 工事経歴書（市様式【市内】（建）②）【同等様式可】（直近の経審用可・直近2年度分）
- 大和高田市税に滞納がない証明書（写し可）（直近1年度分）【完納証明書】
 - 法人の場合－法人の市税に滞納がない証明書（法人市民税、固定資産税・都市計画税）
 - 個人の場合－市税に滞納がない証明書（市民税が非課税の場合は非課税証明を提出）
 - ※大和高田市税の完納証明書は、市収納対策室にて発行いたします。非課税証明書の発行は市税務課となります。
- 所得税又は法人税と消費税及び地方消費税に未納がない証明書（写し可）
 - （国税通則法施行規則別紙第9号書式：個人は（その3の2）、法人は（その3の3））
 - ※免税業者であっても必要
- 誓約書（市様式⑦）
 - ※大和高田市に建設工事等で初めて参加資格審査申請をされる場合又は過去4ヵ年度以上登録がなく、今回改めて参加資格審査申請をされる場合
- 大和高田市競争入札参加資格審査申請書受領書
- 切手を貼った受領書返信用封筒
 - ※郵送での提出の場合

測量・コンサルタント等

提出書類は様式【市内】（業）①から順番に重ね、クリアファイル（A4判透明）に入れて提出して下さい。

- クリアファイル（A4判透明）
- 申請書（大和高田市様式【市内】（業）①、②）
- 暴力団排除に関する誓約書（大和高田市指定様式）
- 印鑑証明書（写し可）
- 使用印鑑届（市様式⑥）
- 法人の場合－履歴事項全部証明書（写し可）
- 個人の場合－身元（身分）証明書（写し可）
- 登録証明書（写し）
 - ※本店所在地が記載されていること。
 - ※更新中の場合は受付印を押した申請書の表紙の写しも添付すること。
- 現況報告書（写し）
 - ※土木関係建設コンサルタント、地質調査又は補償コンサルタントでの登録を希望する場合
 - ※地方整備局の受付印のある表紙及び営業所一覧のみで可
- 法令に基づく免許等（写し）
- 測量等実績調書（市様式【市内】（業）③）【同等様式可】
- 技術者経歴書（市様式【市内】（業）④）【同等様式可】
- 大和高田市税に滞納がない証明書（写し可）（直近1年度分）【完納証明書】
 - 法人の場合－法人の市税に滞納がない証明書（法人市民税、固定資産税・都市計画税）
 - 個人の場合－市税に滞納がない証明書（市県民税が非課税の場合は非課税証明を添付）

※大和高田市税の完納証明書は、市収納対策室にて発行いたします。非課税証明書の発行は市税務課となります。

○所得税又は法人税と消費税及び地方消費税に未納がない証明書（写し可）

（国税通則法施行規則別紙第9号書式：個人は（その3の2）、法人は（その3の3））

※免税業者であっても必要

●社会保険加入証明書（健康保険、厚生年金保険適用事業所関係事項確認書）（写し可）又はその他保険完納証明書（写し可）

※国民健康保険以外の場合

○決算報告書等（写し）

法人（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 直近のもの）

個人（直近の所得税確定申告書の写し）

青色申告の場合 ①所得税確定申告書の写し、②青色申告決算書の写し

白色申告の場合 ①所得税確定申告書の写し

●ISO認証取得を証するもの（写し）

※認証取得者のみ

●誓約書（市様式⑦）

※大和高田市に建設工事等で初めて参加資格審査申請をされる場合又は過去4ヵ年度以上登録がなく、今回改めて参加資格審査申請をされる場合

○大和高田市競争入札参加資格審査申請書受領書

●切手を貼った受領書返信用封筒

※郵送での提出の場合

市外業者

建設工事

提出書類は様式【市外】(建)①-1から順にA4判の紙ファイル（フラットファイル）に綴じて提出して下さい。また、提出ファイル分とは別に様式【市外】(建)①-1、①-2を一枚表裏に両面コピーしたものを別途提出して下さい。（天地逆）

○フラットファイル（A4版）

○申請書（大和高田市様式【市外】(建)①-1、①-2）

○業態調書（市様式【市外】(建)②）

○暴力団排除に関する誓約書（大和高田市指定様式）

○印鑑証明書（写し可）

○使用印鑑届（市様式⑥）又は委任状兼使用印鑑届（市様式⑤）

※市様式⑤は支店長、営業所長等に契約に関する権限を委任する場合。（ただし、本店所在地が奈良県以外の法人に限り委任を認める。）

●委任する場合

当該支店、営業所等（以下「委任先」という。）に関する所轄官庁に提出した書類の写し（以下のイ～ハ）

イ. 建設業許可申請書の別紙2「営業所一覧表」（写し）（委任先が記載されたもの）

ロ. 委任先の専任技術者の証明書（写し）（建設業法施行規則様式第8号）

※建設業許可更新時に様式第8号の提出が不要な官庁にあっては、別紙4「専任技術者一覧表」及び様式第22号の2「変更届出書」での代用を可とする。

ハ. 委任先の専任技術者の資格者証（写し）

○法人の場合－履歴事項全部証明書（写し可）

○個人の場合－身元(身分)証明書（写し可）

○経営規模等評価結果通知書（写し）

※有効期間内の直近のもの。更新中の場合は更新手続き中であることが分かる書類等の写しを添付すること。また、「その他の審査項目（社会性等）」欄において「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」加入の有無が『無』の場合で通知書発行後に保険料を納めている場合は、直近の標準報酬決定通知書、領収証書又は納入証明書等の写しも添付すること。

○建設業許可通知書（建設業許可証明書）（写し）

※更新中の場合は受付印を押した申請書の表紙の写しも添付すること。また、記載事項に変更がある場合は許可の変更届の写しも添付すること。

○営業所一覧表（市様式【市外】（建）③）【同等様式可】

※委任する場合はその部分をマーカー等で明示してください。

○工事経歴書（市様式【市外】（建）④）【同等様式可】（直近の経審用可・直近2年度分）

○納税証明書（滞納のない証明）（写し可）

※支店等に委任する場合は、本店及び委任先が納税義務者となっている証明書を提出

法人の場合－・法人市町村民税（法人都民税）、固定資産税、都市計画税（ただし、課税されていない税目を除く。）

・法人税と消費税及び地方消費税（国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）

※免税業者であっても必要

個人の場合－・市町村民税（特別区民税）、国民健康保険税、固定資産税、都市計画税（ただし、課税されていない税目を除く。）

・所得税と消費税及び地方消費税（国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の2）

※免税業者であっても必要

※市町村民税（特別区民税）が非課税の場合は非課税証明を添付

●誓約書（市様式⑦）

※大和高田市に建設工事等で初めて参加資格審査申請をされる場合又は過去4ヵ年度以上登録がなく、今回改めて参加資格審査申請をされる場合

○大和高田市競争入札参加資格審査申請書受領書

●切手を貼った受領書返信用封筒

※郵送での提出の場合

測量・コンサルタント等

提出書類は様式【市外】（業）①-1から順にA4判の紙ファイル（フラットファイル）に綴じて提出して下さい。また、提出ファイル分とは別に様式【市外】（業）①-1、①-2を一枚表裏に両面コピーしたものを別途提出して下さい。（天地逆）

○フラットファイル（A4版）

○申請書（大和高田市様式【市外】（業）①-1、①-2、①-3）

○暴力団排除に関する誓約書（大和高田市指定様式）

○印鑑証明書（写し）

○使用印鑑届（市様式⑥）又は委任状兼使用印鑑届（市様式⑤）

※市様式⑤は支店長、営業所長等に契約に関する権限を委任する場合。（ただし、本店所在地が奈良県以外の法人に限り委任を認める。）

●委任する場合

当該支店、営業所等（以下「委任先」という。）に関する以下の書類

- ・技術者経歴書に記載のある委任先分の技術者の資格証の写し

○法人の場合－履歴事項全部証明書（写し）

○個人の場合－身元(身分)証明書（写し）

○登録証明書（写し）

※更新中の場合は受付印を押した申請書の表紙の写しも添付すること。

●現況報告書（写し）

※土木関係建設コンサルタント、地質調査又は補償コンサルタントでの登録を希望する場合

※地方整備局の受付印のある表紙及び営業所一覧のみで可

○営業所一覧表（市様式【市外】（業）②）【同等様式可】

※委任する場合はその部分をマーカー等で明示してください。

○測量等実績調書（市様式【市外】（業）③）【同等様式可】（直近2年度分）

○技術者経歴書（市様式【市外】（業）④）【同等様式可】

※「氏名」欄に（ ）書きで支店、営業所名等を記載する事。

○納税証明書（滞納のない証明）（写し可）

※支店等に委任する場合は、本店及び委任先が納税義務者となっている証明書を提出

法人の場合－・法人市町村民税（法人都民税）、固定資産税、都市計画税（ただし、課税されていない税目を除く。）

- ・法人税と消費税及び地方消費税（国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）

※免税業者であっても必要

個人の場合－・市町村民税（特別区民税）、国民健康保険税、固定資産税、都市計画税（ただし、課税されていない税目を除く。）

- ・所得税と消費税及び地方消費税（国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の2）

※免税業者であっても必要

※市町村民税（特別区民税）が非課税の場合は非課税証明を添付

●社会保険加入証明書（健康保険、厚生年金保険適用事業所関係事項確認書）（写し可）又はその他保険完納証明書（写し可）

※社会保険適用事業所の場合

○決算報告書等（写し）

法人（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 直近のもの）

個人（直近の所得税確定申告書の写し）

青色申告の場合 ①所得税確定申告書の写し、②青色申告決算書の写し

白色申告の場合 ①所得税確定申告書の写し

●ISO認証取得を証するもの（写し）

※認証取得者のみ

●誓約書（市様式⑦）

※大和高田市に建設工事等で初めて参加資格審査申請をされる場合又は過去4ヵ年度以上登録がなく、今回改めて

参加資格審査申請をされる場合

○大和高田市競争入札参加資格審査申請書受領書

●切手を貼った受領書返信用封筒

※郵送での提出の場合